

平成25年第2回弘前市教育委員会会議録

日時 平成25年2月1日（金）
午前10時

場所 岩木庁舎2階庁議室

◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期決定
- 5 議案の審査
議案第13号 子どもの笑顔を広げる弘前市民条例～いじめや虐待のないまちづくりを目指して～案
- 6 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

1番 山科 實 委員、2番 今 由香 委員、3番 土居 真理 委員、
4番 前田 幸子 委員、5番 佐藤 紘昭 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 野呂 雅仁、学務課長 佐藤 賢也、指導課長兼教育研究所長 工藤 雅哉、生涯学習課長 桜庭 哲紀、文化財保護課長 小野 俊彦、保健体育課長 柴田 幸博、中央公民館長 相馬 剛、中央公民館岩木館長兼中央公民館相馬館長兼岩木図書館長兼相馬図書館長 有馬 靖、弘前図書館長兼郷土文学館長 北嶋 郁也、博物館長補佐 木村 斉

◇出席事務局職員

教育総務課長補佐 鳴海 誠、教育総務課総務係長 高谷 由美子、教育総務課総務係主査 前田 修

午前10時 開会

○委員長（山科 實委員） これより平成25年第2回弘前市教育委員会会議を開会します。

ただいまの出席者数は5名で定足数に達しているのので、直ちに会議を開きます。会議録署名者に3番土居真理委員と4番前田幸子委員を指名します。

会期は本日1日としたいと思うがいかがですか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） 御異議なしと認め、会期は本日1日とします。本日の案件は議案1件です。

議案第13号子どもの笑顔を広げる弘前市民条例～いじめや虐待のないまちづくりを目指して～案について審査に供します。

従来であれば事務局からの説明となるのですが、今回は前例がなく、審議する教育委員がこの条例の作成に直接携わりました。

そこで、次のようにきょうの会議を進めていきたいと思います。まず最初に、この議案がここに提出されるまでの事務的な経緯について、事務局のほうから経過の説明をいま一度確認の意味で簡潔に箇条書き程度でお話を願いたいと思います。

それから、2番目として、条文作成に当たった教育委員を代表して前田委員より、条例をつくるに当たっての今までの経過も含めた思いを話していただければと思います。それに対して、ほかの委員から補足があればとりたいと思います。

3番目に、再び事務局のほうから最終的に話し合いをした時点で合意をした以降、表記等の訂正、加除、修正がありましたら、その点だけお話をしていただければと思います。そのあとで、タイトル、前文、それぞれの条文の表記、あるいは内容に関して、幾つかに区切って審議をしていきたいと思います。

各委員にお願いをしたいのは、もう1回客観的に条文を見て、きょうもう一度改めて審議するという気持ちで臨んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。それでは、事務局より経過の説明をお願いします。

○指導課長（工藤雅哉） 経過について御説明申し上げます。平成24年9月14日市議会定例会におきまして、条例化を視野に入れながらいじめ根絶に向けて取り組むことを市長が答弁いたしました。10月からは各中学校区において、学校、保護者、地域の方々がいじめ防止について話し合う協議会を実施しております。また、同時期に市内全小中学生を対象としたいじめ防止に関するアンケートを実施いたしました。そして、11月19日に行われました合同協議会で出された各中学校区の意見や市内全小中学生を対象にしたアンケート結果をもとに、教育委員が条例の素案づくりに着手いたしました。12月からは人権擁護委員、県児童相談所、市民

代表等の有識者や関係機関からの意見聴取を行い、条例案が作成されたものであります。

○4番（前田幸子委員） 簡単に経緯と取り組みへの思いをお話したいと思います。

ここ1、2年の間、いろいろと子供たちを取り巻く社会環境が、異常とも言えるぐらい目まぐるしく変わって、そういう環境に置かれている子供たちを守っていかなければいけないことの大切さが、私たち大人の中にも意識が非常に強く認識されるようになりました。

そこで、子供の笑顔を守り、広げていこうという思いを込めた条例として、まずは教育委員として、みんなでたたき台をつくろうということで、山科委員長を先頭に、頭を絞りに絞って考えに考えました。その後、さまざまな関係の方から御意見をちょうだいしたり、市議会議員の方からも御意見を伺って、推敲、訂正を何回も繰り返してきました。弘前市、弘前市民として、チーム弘前という熱い意識を持って、子供たちに伝えたい大人の責任という大人目線から基本的な理念を定めるための条例案をここに、やや難産ではありましたが生むことができました。最終的な段階ですので、今後、皆様の温かいアドバイス、コメントでステップアップしてお披露目できればと思っています。

○2番（今由香委員） 今回、条例を作成しながら、いろいろな思いが回ってきました、弘前というまちは本当に「あずましい」と思って住んでまいりましたけれども、このままあずましいと思って放っておけば、都会と同じような困った状態が出てしまうのではないかという危機感を持っています。そういう意味で、今、知らないふりをせず、声をかけ合う、弘前ならまだできるのではないかという思いでこの条例がうまく進めばいいという思いを持っております。

○3番（土居真理委員） 子供は日、1日大人になって、終いには大人になるので、みんなで大切に育て、そして次の世代が豊かな心で暮らせるように、弘前らしくというのは言葉で言うのは難しいのですけれども、気持ちに余裕があって、いたわり合える弘前であるようにと、条例を大切にしながらみんなで団結して暮らしていければと何度も何度も考えさせていただいた条例です。

○5番（佐藤紘昭委員） 前文の歴史を積み重ねてきた文化と学びのまち弘前、これをやるためには何としても条例が必須であったという体制を考えております。ただ、これが単なる条例だけにとどまらず、いかに子供たちを本当に育てていくか、学びのまちにしていくか、これは教育委員会事務局が先頭に立って具現化しなければならぬという思いでありますので、これはしっかりと取り組むように行政の中にかかしていきたいと思っております。

○1番（山科 實委員） 私は司会をしている立場なのですが、委員として一言だけ補足します。

多くのことに関しては、今、他の委員にお話をさせていただきましたので同じで

すが、特に、第5条第6項の中で子供たちに伝えることという形をとって、子供たち自身の中に、みずから協力し合って自分たちの生活をよりよくしていこうという力が本来備わっているのだということ、もう一度私たち大人が確認しなければいけないのではないかと。忘れてはいけないのではないかとということ、この条例の中に盛り込んだのは大変よかったと思っています。子供は変わります。今、もしかすれば現場、あるいは行政でも子供はなかなか変わらないのではないかとという気持ちで懲罰的に向かうという姿勢がどうしても頭をかすめることが多くなりがちなのですが、そうではなくて、子供自身はどんな子でも変われると。そのためには、大人が変わらなければいけない。大人というのは、もちろん親もそうですし、保護者も家庭も学校も教師も、そして行政も。大人が変わっていかないと子供も変わらないのだと思います。ですので、そういうことも含めて、いじめの条例を通じて、もう一度大人の役割と責任を確認できれば、そして今、佐藤教育長が話したように、画餅のもちにしないようにしっかりと行動委計画の中で実施していくことでさまざまなものが変わっていくのではないかと期待も込めたということで、その1点だけ補足したいと思います。

○委員長（山科 實委員） それでは、再び事務局のほうから、最終確認の時点からさらに表記等で修正等があって今日出てきた部分についてだけ説明してください。

○指導課長（工藤雅哉） 条例文案の最終確認をした1月24日の教育委員会会議後に2カ所字句の訂正がございましたので、その部分だけ御説明いたします。

一つ目は、第2条、「それぞれの当該各号に」の「の」が削除され、「それぞれ当該各号」となっております。もう一つは、第8条、見出し、「個人情報に対する取扱い」となっておりましたが、「個人情報の保護」に訂正されております。

○委員長（山科 實委員） それでは、条例文そのものについての審議を行いたいと思います。冒頭にも話しましたように、前例にない形ですので、ぜひ各課長、出席の方々の闊達な御意見をお願いできればと思います。もちろん、教育委員もできるだけ客観視して、もう一度、きょうの目を見て審議をお願いできればと。よろしく願いいたします。幾つかに分けていきたいと思っています。

まず、条例案のタイトルと前文に関して審議したいと思います。それから、第1条（目的）から第4条（市民の役割）まで、第5条（取組）、最後に第6条（計画の策定）から第9条（委任）までということを見ていきたいと思っています。

まず、タイトルですが、子どもの笑顔を広げる弘前市民条例～いじめや虐待のないまちづくりを目指して～と。これは、市議会議員全員協議会でも御指摘がありましたように、子どもの笑顔を広げる弘前市民条例で区切られて、サブタイトル的にいじめや虐待のないまちづくりを目指してというところが乗らなければ条例の内容に対する理解が得にくい部分があるという御指摘もありまし

たので、今後は、子どもの笑顔を広げる弘前市民条例～いじめや虐待のないまちづくりを目指して～まで一つという意識をみんなを持っていかなければいけないと思います。タイトルに関しては、特に訂正等はよろしいですね。

それでは、前文なのですが、事務局にお尋ねしますが、読み上げをしたほうがよろしいのでしょうか、それとも、見ていただいて審議に入ればいいのか。

○教育総務課長（三上哲也） 何度も御審議いただいたところですので、あえて読み上げは必要ないと思います。

○委員長（山科 實委員） 教育委員はもちろん作成した側ですので、何度も読みましたし、確認はしましたけれども、課長さん方はそれでよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） まず、前文に関して見ていただいて、何かこの場で確認や表現の訂正等がありましたら。

○5番（佐藤紘昭委員） 前文の最後2行目、「あずましい」まちをつくるためにと、あずましいという言葉をあえてうたったことの説明の際には、市民憲章にうたわれていると、意識して市民の方々にお伝えいただきたいと思います。

○委員長（山科 實委員） ある意味では、市民憲章と呼応している。

○中央公民館長（相馬 剛） 前文と第1条の目的、この関係はどうなるのでしょうか。前文というのは、ふつうの条例にはないわけです。目的というのが一番最初に来ます。あえてここで前文を加えたのは何か意味があるのか、その辺を御説明していただければと思います。

○1番（山科 實委員） 委員の立場で、私なりの考えかたなのですが、いじめや虐待のないまちづくりを目指してというサブタイトルにも思いがあるのですが、いじめが今大変大きな問題になっているので、いじめ防止を目的とした条例をつくらうということがもちろん発端ではありますが、ただストレートにいじめがダメだからやめようという条例ではなく、先ほども言いましたように、そもそもはいじめ、虐待は子供の笑顔を奪ってしまう真逆にあるものだから、まずは新しい市の改革の中で子供の笑顔あふれるということがまずうたわれて改革が進められておりますので、先に子供の笑顔を広げる、そのために真逆にあるいじめや虐待は何としても防がなければいけないと、もう少し広げた見方で、今、弘前市が向かっている改革とその中にこれがあるということ、それと、既にさまざまな中学校区での話し合い等、その他いろいろなところでの直接いじめを防ぐためという名目ではないにしろ、いじめを防ぐための会議や話し合い、連携は既に始まっているわけですので、それはもとをただせば弘前市自体が過去の弘前の教育の歴史の中で培ってきたものの中に十分備わっているのだと。そういうことを十分発揮した上で、今の市の大きな改革の流れも受けていじめの防止を強調したものも

一緒に作り出して、それら全体も確認しましょうという意味をどこかでうたわないと、いじめが問題になったのでいじめを防止する条例をつくったという、余りにも直截的に条例をつくったのではなくて、大きな流れの中でいじめも取り上げてやるのだという全体図をできれば描いて条例の骨子に入っていきたいという思いが前文をつくらせたと私は解釈しているのですが。

○中央公民館長（相馬 剛） マニフェストで市長が言っている子供の笑顔を盛んに言っています。それを強く意識している。ただ単に今のいじめ、あるいは虐待の防止にとどまるものではないと。もともとの憲法であるマニフェストというものに十分リンクさせるという趣旨で前文に広がりを持たせた表現としているというとらえ方でよろしいですか。

○委員長（山科 實委員） それも含んでいるということです。

○中央公民館長（相馬 剛） もう1点です。タイトルですが、非常に珍しいタイトルとなります。これ、議会でもまた当然審議されるでしょうけれども、タイトルがこういうタイトルではだめだということはないのですが、一般的に言う場合、これ、全部を言うのは長いですね。一般的に言う場合、どのような言い方になるのか。常に子どもの笑顔を広げる弘前市民条例～いじめや虐待のないまちづくりを目指して～という言い方はしないと思うのです。一般的に言う場合、何と言いついてお聞きしたいと思います。

○委員長（山科 實委員） これも委員の中で話題になりましたし、議員全員協議会の中でも御指摘がありましたので、先ほど申しましたように、子どもの笑顔を広げる弘前市民条例～いじめや虐待のないまちづくりを目指して～と正式にはセットで必ず出すと。ただ、ふだん話す際には何と言うのかということに関しては、個人としては話し合いの中で出たいじめや虐待を防ぎ子どもの笑顔を広げるぐらゐのまとめ方になっていくのかなとは思いますが。ただ、正式条例としては、この名称でできるだけ子どもの笑顔を広げる弘前市民条例～いじめや虐待のないまちづくりを目指して～で広報、啓蒙はしていきますが、ふだん語られるにはいじめや虐待を防ぎ子どもの笑顔を広げるあたりが落ち着きどころなのではないかと感じていますけれども。

○中央公民館長（相馬 剛） わかりました。また、これからも教育委員の中でいろいろなやりとりの中で自然に決まっていくと思いますけれども、余りばらつきがないようにしていただければと思います。

○委員長（山科 實委員） 大変重要な指摘、確認ありがとうございました。よろしければ、タイトルと前文に関しては、今確認がありましたことを十分留意していきたいと思います。

それでは、第1条(目的)から第4条(市民の役割)まで見ていただければと思います。

- 4番（前田幸子委員） さっき、工藤課長がお話になった「それぞれ当該各号」の言葉そのものの各号というのがわかりにくいのではないかということと「虐待」、「子ども」の説明の中に、平成12年法律第82号や第164号と書いていますけれども、これに対する説明が欄外にあるのか。これがわからなければ、子供ということに関しても以前書いた時にはもっとわかりやすかったのですが、法律が出てくると一般的にはわかりにくいのかなど。
- 委員長（山科 實委員） この辺は事務局でどうですか。
- 教育総務課長（三上哲也） 今、委員から御指摘のありました児童福祉法、若しくは虐待のところについては、条例ではこのようにうたうのが一般的だと思います。ただ、これをホームページもしくは来年度予定の啓発事業として、これをそのまま出すのではなくてこれを解説した行動計画とセットになったものと考えていますので、行動計画の中では十分に中身がわかるよう内容で広めていきたいと考えております。条例の中では、このようにうたうのが一般的です。
- 4番（前田幸子委員） そうすれば、行動計画の中で条例第何号はこういう内容ですとわかる部分があるということですか。この各号の指し示す意味というのは、例えば各号とは(1)から(4)までのことですよね。当該各号、これも条例の決まり。
- 教育総務課長（三上哲也） (1)から(4)までが号になりまして、第1項の1号、2号、3号、4号となります。
- 委員長（山科 實委員） つまり、前田委員が今言っているのは、例えばここに掲げる用語の意味はそれぞれ以下に定めるところによりますという表現では、条例では使われないということですね。
- 教育総務課長（三上哲也） 一般的にこのような法制執務上の扱いになります。
- 委員長（山科 實委員） これは、当該各号という言葉を使わなければいけないということですか。つまり、それぞれ以下に定めるところによりますというようなわかりやすい表現に変えてしまうと、それはいけないということなのですか。前例にないということと、やってはいけないということは違うと何回も話題になりましたけれども。
- 教育総務課長（三上哲也） この条例をつくるに当たりまして、何度か法制執務担当に見ていただいたときにこのような表現となっておりますので、これ以上噛み砕いたわかりやすい表現ではいかがでしょうかという照会はしていません。いただいた内容をもとに、若干の語句の訂正はありますけれども、こういった表現でどうかとの総務財政からの回答に基づいて提示した最終案だと思っています。ですから、そのような表現にしなければだめなのかと言われますと、何とも。
- 委員長（山科 實委員） 苦しいところはわかりますが、ただ、この条例作成の最初の段階で、葛西市長のほうから教育委員が作成するのに当たって、子供が読ん

でも分かるような内容、表現にしてほしいということは、思いとして伝えられました。ですので、できるだけ、子供とはどの辺を指すのかとはまた別の問題かもしれませんが、小学校高学年を想定して、私は4、5年生くらいが読んでも大体こういうことが書いてあるのかとわかるぐらいの、できるだけ平易な表現をとりたいということは心がけてきたつもりなのですが、もちろんそうなると法律用語とはかち合うわけですから。ということは、具体的に無理だということですか。

○教育総務課長（三上哲也） 今の時点では、難しいと考えています。

○4番（前田幸子委員） つくった私でも悩むところなのです。当該、各号と、もっと簡単な言葉で私たちはわかりやすいようにと、小学校高学年からでもわかるようにと進めてきたのが、だんだん専門用語が出てきて難しいなど。

○5番（佐藤紘昭委員） 一般的には、条例をつくる際には条例準則といって、国や県で示したような例、あるいはモデル条例があるのですけれども、これにはなかったのです。なかったのでタイトルについても波線のことでも生かしてきたということで、かなり弘前らしさを出してきたのですけれども、最低限条例をつくる際のこととしては、先ほど事務局が説明したような形でまとめてきたということは事実です。これを、この段階で変えるかどうかとの判断は、きょうがタイムリミットかと思いますので、そのあたり確認できるかどうかですね。

○4番（前田幸子委員） 各号と入れなくても、逆にわかるような気がするのです。次に掲げる用語の意義はと。

○教育総務課長（三上哲也） 何度か法制執務担当とやり取りしています。その中で市民に分かりやすい内容とするため、教育委員の意向を受けてあえて法制執務上の用語をできるだけわかりやすい言葉に置きかえましたという意見がついています。その中で、今話題の第2条なのですが、わかりやすいように、教育委員の思いが伝わるようにという大前提のもとにであっても、2条についてはそれぞれ当該各号というふうな助言をいただいていますので、私とすれば当該各号とは必要なのだと考えました。確かに、この条例自体は、型破りとは言いませんけれども、本当にわかりやすい条例になっているというのは感じております。他にこういった条例が市の中にあるのかどうかというのは、全部の条例を読んだわけではありませんが珍しい条例になっていると考えております。

○4番（前田幸子委員） それが正しいのであれば。やむを得ないとは言いたくないのですが、じっくりしないというところですか。

○3番（土居真理委員） 言葉としては確かに当該各号とは何だろうとは思いますが、その先に、いじめ、虐待と読み進めていけば、逆に当該各号とはこのこととわかるのではないのでしょうか。法規上このような表記をしないといけないのであれば、当然先に読み進めていくものなので、逆に自然とこのことだとわかるのではないかと。確かに言葉としては難しいし、そこだけ読めば意味がわかりづらい

かもしれないですけども、(4)まで読んでしまえばそういうことかとなるのではないのでしょうか。

- 2番(今由香委員) 当初、それぞれ各号でしたが、途中、当該とついたので。それは、法規上そうなるものと受けとめましたけれども、当該とは一般の方はわからないかなと思います。
- 教育部長(野呂雅仁) 確かに、先ほど教育総務課長もお話ししたのですけれども、条例に合致しにくい条例だということで議員全員協議会の中でも憲章に近い感じだという部分がありながら、法制執務のほうではやはり条例であるということで最大限譲歩したと。確かに、当該各号というのはこの(1)から(4)までですけども、そこにある言葉に対して説明を加えているわけです。それぞれ、その言葉に該当する説明だということを法制執務では短い言葉でこのような条例をつくる上での最低限の決まりと我々は考えて法制執務から来たものを受けたのですけれども、条例の、つくりの専門の部分の意見も尊重したいと。ところが、子供たちにわかりやすいかということになれば、子供たちに知識として、当該とはこのような意味ですよと説明をしてあげないといけないのかなと思います。
- 委員長(山科 實委員) 解釈も教えながらということですか。それぞれに当てはまるということですよ。どうですか。
- 2番(今由香委員) それならいいと思います。
- 指導課長(工藤雅哉) 最終的に市民に周知するためのリーフレットをつくる時には、条例をそのまま印刷して配るのではなく、解説のページがあってこういうこと、こういうことと子供が読んでもわかるようなものをつけて、最後には条例をそのまま原文で載せるという形にしたいと思っておりましたので、子供にもわかるように周知したいと思います。
- 委員長(山科 實委員) その中に先ほど虐待とか児童福祉法第4条もこういう内容なのですかということは載せるわけですね。あくまでも行動計画とセットということでどうですか。その辺で折り合いをつけていいのではないかなと。
他に、1条から4条までに関してどうでしょうか。
- 中央公民館長(相馬 剛) 確認ですが、定義のところ、3号の「子ども」と4号の「市民」、これはある面でダブっていますが、それでいいのですね。市民の中には子供も入っているのですか。
- 委員長(山科 實委員) 弘前市内に居住する者ですから入っています。ただ、わざわざ市民だけにしないで、子どもと定義することで市民の中の子供を守らなければいけない、敬わなければいけないということの条例だということはわかるのではないかと思います。
- 図書館長(北嶋郁也) 定義について、いじめ、苦痛を感じている状態ということで受け身的な形なのですけれども、我々がふつう感じるのはいじめをする側とい

- いますか、能動的な意味のいじめという感じを受けたのですが、その辺について。
- 委員長（山科 實委員） これは、受けている側の定義です、目線が。ですので、第5条第6項の中で、だれでもいじめをする側になることは多々あるので、気持ち不安定になってもだれかをいじめてはいけないということも、子供に伝えようというのは言っているのですが、想定としてはこのいじめ自体が精神的な苦痛を感じている、いじめを受けている側の定義だと思います。その点は、各委員、条例をつくるときに意識されましたか。
- 4番（前田幸子委員） 意識していない。いじめる側といじめられる側と両方あるわけだから。
- 委員長（山科 實委員） 全くこれと裏返しの文書もつけ加えることも可能なわけです。つまり、一定の人間関係にある者へ心理的又は物理的な攻撃を与えることで、精神的な苦痛を感じさせる状態のことをいいますとなれば、いじめる側にもなります。
- 図書館長（北嶋郁也） 他の条文でも中身によっては、だれかをいじめてはいけないというような表現のものもありますので、受動的な立場の定義よりされていないので、ちょっと正直、あれと思いました。ただ、いじめについて、文科省で定義しているのであれば、それはそれで。
- 5番（佐藤紘昭委員） いじめの場合には、いじめる側といじめられる側だけではなくて、傍観したりそのまま見過ごしたりすることに対してもしっかり行動計画の中でやっていこうと。この定義そのものは、文科省が示している定義のおおよそであるということと、私はここの「状態」というところに意味があると思います。この状態が改善される場合もあるし、長引く場合もあるだろうし、ここに状態という言葉を入れたということは大きな意味を持っていると理解している。
- 委員長（山科 實委員） 大変貴重な指摘だったと思います。常にいじめというと、いじめを受けている側をどうしても想定してしまうので、複雑な構造がある、いじめそのものが複雑な状況を常に含んでいますので、いじめをする側、見ている側とか、いろいろな意味を含めていじめの構造というものがありますので、この語句に関してはいじめる側を想定した文の作りにはなっています。文科省もほぼ同じような定義をしていますので、つまり暗にこの文面の中から当然これは、こういう状態を起こしている側の者もいるのだということになるのですけれども、文章の表現の中としてはこういう形だということです。
- 中央公民館長（相馬 剛） 虐待の定義ですが、これ、法律を引用してきているわけですが、いじめの場合は子供同士のいじめ、虐待の場合は子供対子供で使う虐待というのはないのです。子供に対する親だとか、ほかの大人だとかが虐待すると、そのような関係性でよろしいのですね。
- 委員長（山科 實委員） そのように私は解釈していますが、指導課長、そこは。

- 指導課長（工藤雅哉） そのとおりだと思います。
- 5番（佐藤紘昭委員） ただし、虐待の場合には、動物虐待等も入ります。子供が生命体に対してそういうことをすることも虐待に入りますので、子供たちにもそういう気持ちをしっかり育てるといこともこの中には含まれていると。
- 委員長（山科 實委員） もちろん、今、館長がおっしゃったとおりなのですが、私個人は子供の中でも年長者がかなり年齢差の小さい子に対してやった場合は、いじめよりは虐待のニュアンスで受け取るようなケースも、解釈の問題として、17、18歳の子が3、4歳の子に対して何かやった場合には、もちろん犯罪ということもありますけれども、虐待というイメージを抱くこともあります、法律上はそのような形で、いわゆる大人が子供をというふうにはここではとらえています。
- よろしければ、第5条に関してお願いしたいのですが。
- 4番（前田幸子委員） 第5条第6項第5項の「いじめを防ぐためにも、たとえ大きくても」と、大きくが何なのか、違和感があるのです。つながらない、文章が。前からそのままであったが、その時は気がつかなかった。だけれども、前後の関係で、もう一度読み直したら、いじめを防ぐためにも、たとえ大きくても自分で解決できることをと、「たとえ大きくても」がおかしいと、なおしたほうが良いと思いました。
- 5番（佐藤紘昭委員） 委員長、議事進行上休憩を取ったらどうでしょうか。
- 委員長（山科 實委員） 確認も含めまして、休憩します。

午前10時50分 休憩

午前10時55分 会議

- 委員長（山科 實委員） 休憩前に引き続き会議を開きます。
- 今、前田委員から出ました、第5条第6項第5号の文末の部分ですが、そこに関して前田委員お願いします。
- 4番（前田幸子委員） このようにしてはどうかと「すぐに解決できないことでも決してあきらめないこと、そして力を合わせること」としてはどうでしょうか。
- 委員長（山科 實委員） 少しずつ自分たちの問題が小さい時こそ、自分たちの問題を自分たちで解決していく力の素がと書いてありますし、大きくなってくれば周囲の大人や友達の手もかりてということも、この前段におおむねの内容が入っていますので、どうですか、委員のみなさん。
- 5番（佐藤紘昭委員） 私自身は、5号のところで大人や友達の手を借りながらとありますので、最後のところ、「そして解決のために力を合わせること」と、も

う一度解決という言葉が入りますけれども、入れてはどうでしょうか。これは、意見です。

○委員長（山科 實委員） まず「いじめを防ぐためにも、たとえ大きくても自分で解決できることを、あきらめないこと、続けること」は削除してもいいですね。

この条例自体が大人の役割と責任をしっかりと確認するのだということをうたっていることと、なおかつその中でも子供たち自身も本来解決する力を持っているのだから十分バックアップしていくことに齟齬がないように、大きくても自分たちで解決できるのだとなると、大きくならないように大人がしっかりと役割を果たさないといけないということをうたっている条例でもあるので、その誤解を解くために、ここを除くことはよろしいですね。そうすれば、最後のところ です。子供に伝える内容ですので。

○4番（前田幸子委員） 前に解決があるから「決してあきらめないこと、そして力を合わせること。」と。

○5番（佐藤紘昭委員） 前田委員の意見で、先ほどの意見を取り下げます。

というのは、子供たちのアンケートの70%が解決というよりも友達に声をかけたり、励ましたりというのがありますので、解決ではなくそのような子供たちの取り組みがありますので、解決という言葉を取り下げます。

○委員長（山科 實委員） 確認します。第5条第6項第5号「周囲の大人や友達の力を借りながら、少しずつ自分たちの問題を自分たちで解決していく力の素がもともと誰にでも備わっており、すぐに解決できないことでも決してあきらめないこと、そして力を合わせること。」と訂正をしたいと思います。

○4番（前田幸子委員） 第5条第8項の2行目「不安や葛藤を抱えていないかどうかに気づき」となっているが、気づきだとすごく強くて、常に気をつけていなければいけない感じなので、葛藤を抱えていないかどうか「気をつけ」や「気を配り」とか、その程度でよいのではないか。気づかなければいけないという、市民がしょっちゅう見てなければいけないような表現だと思う。余りにも義務が強いような気がして、葛藤を抱えていないかどうか気を配りとか。

○委員長（山科 實委員） 前に、目を配りがある。これ、文書的には、努めなければなりませんにかかりますか。点が打ってあるので、相談に乗るよう努めなければなりませんと、不安や葛藤を抱えていないかどうかに気づくように努めなければならぬと、両方にかかりますか。

○4番（前田幸子委員） 不安や葛藤を抱えていないかどうかに「気をつけ」ぐらいではどうか。これだと、気づかなければいけない。

○委員長（山科 實委員） 最後、「努めなければなりません」で終わっているから、いいのではないか。だめですか。

○4番（前田幸子委員） 気づくというのは、相当観察していなければ気づかない。

気づかないから、このような問題が起きているのである。

- 委員長（山科 實委員） だから、気づきなさいと、大人の役割ですよ。
- 4番（前田幸子委員） これ、市民が小さな表情の変化や呼びかけへの対応の違いに既に目を配っているのに、気をつける程度でよいのではないか。人間関係や学校生活で不安や葛藤を抱えていないかどうかには気づかなくても、気をつけて努めればよいのでしょう。強いと思う。市民が人間関係や学校生活等で不安や葛藤を抱えていないかどうかには気づかなければいけないという強さが、親も含めた市民と考えればそうかもしれないけれども。
- 委員長（山科 實委員） どちらかと言えば、保護者や教師を対象としている文面ですよ。
- 5番（佐藤紘昭委員） 私自身は、原文のままがいいと思います。というのは、子供を観察していました、見ていましたということと、見取っていました、見取ってきちんと対応しましたということは違うと思うのです。やはり大人はそういう努力をしなければだめだと。ここでは、努力義務で努めなければなりませんと、努力を課しているわけですので、義務ではないです。努力を課しているということで、このぐらいまで盛り込んでもいかがかと思います。
- 委員長（山科 實委員） 私は、先ほども確認しましたけれども、気づきも相談も努めなければならないと、努力しましょうという呼びかけなので、よいのかなと思ったのです。必ず気づけということではないので。本当は、必ず気づくぐらいみんなが気を配らなければならない場面があると思うのですけれども、努めなければなりませんにかかる文面であればよいかと思うのですが、今委員どうですか。
- 2番（今由香委員） 気づかなければいけないことだと思います。だけれども、言葉によって強過ぎると入っていかないと思うので、この表現だと思うのですけれども。子供がおかしいかどうかというのは気づかなければいけない、そして大人同士で手を打っていかなければならないという方向の文書であればいいと思いますので、これでいいのかなと思います。
- 3番（土居真理委員） 私は、このままでいいと思います。当然気づいてもらわないといけないし、いろいろなことに気がついて、防いだり、変えていってもらわなければならないので、言葉的にはきついかもしれないのですけれども、きついくらいのほうはむしろいいのではないかと思います。
- 2番（今由香委員） 気づかなかった場合に、この文書があったことで責められますか。
- 委員長（山科 實委員） 努めなければならないので。
- 4番（前田幸子委員） 私がしゃべった「気をつけ」でも、気づきなのです。
- 委員長（山科 實委員） 努めなければなりませんにかかりますので、いいと思いますが、どうですか。

- 4番（前田幸子委員） 皆さんがよければ、いいです。
- 委員長（山科 實委員） あとはよろしいでしょうか。
- よければ、第6条から最後、第9条までですが、再確認ありますか。
- 5番（佐藤紘昭委員） 第7条なのですが、市は、いじめや虐待の防止及びその対応などに関する会議を設けるところで、この意味をしっかりと我々自身、いじめ、虐待防止だけのための会議ではないという認識を確認させていただきたいと思います。
- 委員長（山科 實委員） いじめや虐待の防止及びその対応などですから、あくまでも対応だけの会議ではないということ。集団の育成だったり、個性の尊重だったり、いろいろな連携のことであったりということで、「など」が大変広くていろいろな意味も入っているのだということを確認します。
- 中央公民館長（相馬 剛） 第9条、委任という規定があります。これ、条例ではこのような委任規定を設けているのがふつうなのですが、どういうことを盛り込む予定なのか。当然、議会でも聞かれると思うのです。この条例を受けて、どういうことを市の規則で定め、どういうことを教育委員会の規則で定めるのかということになると思いますので、具体的な例を何例か。
- 教育総務課長（三上哲也） 今、必要だと思っているのは、市民会議をどのようにして、メンバー構成で委員をどうするかとか、そういったところは規則で、要綱になるかもしれませんが定めなければならないだろうと思っております。ただ、これから行動計画も全部決まっているわけではないので、必要なものが出てくればその中で対応していくことになると思います。また、他のところを見ましても、市民会議のところは規則にしていますので、まずそこが出てくると考えています。
- 委員長（山科 實委員） 今、例えば市民会議ということが挙げられるということでした。
- 他に質疑等ありませんか。
- （「なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） きょう提出されました案件について、1カ所、訂正がありました。たくさんの確認はありましたが、具体的な修正に関しましては、第5条第6項第5号の「いじめを防ぐためにも、たとえ大きくても自分で解決できることを、あきらめないこと、続けること」は削除です。「決してあきらめないこと、そして力を合わせること」と修正が加えられました。
- それでは、議案第13号を修正の上、可決することに御異議ありませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） 御異議なしと認めます。よって議案第13号は修正の上、可決されました。

以上で本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了しました。これをもって平成25年第2回教育委員会会議を閉会いたします。

午前11時17分閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育総務課総務係主査 前田 修

弘前市教育委員会

委員長 山 科 實

署名者 土 居 真 理

署名者 前 田 幸 子